法第三十二条第一項第二号に掲げる物件							
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置に地下のもの設置に
長さ一メートルにつき一年							長さ一メートル
一七〇	三一〇	三五〇	四八〇	六一〇	一、一〇〇	二、二〇〇	三
一六	一〇〇	一五〇	二〇〇	三五〇	五〇〇	一、〇〇〇	五
一四	七一	一一〇	一四〇	二五〇	三六〇	七二〇	四
一二	六一	九二	一二〇	三一〇	四六〇	六一〇	三
一〇	五六	八五	一一〇	三〇〇	四三〇	五六〇	二

法第三十二条第一項第二号に掲げる物件							
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置に地下のもの設置に
長さ一メートルにつき一年							長さ一メートル
一五〇	二〇〇	二三〇	二七〇	三一〇	四〇〇	一、〇〇〇	二
一四	一六	一三〇	一七〇	二〇〇	三四〇	八六〇	四
一二	一四	一一〇	一三〇	一六〇	三〇〇	七六〇	三
一〇	一二	九一	一一〇	一三〇	二六〇	六五〇	二
八七	一〇	七一	九一	一〇〇	二三〇	五四〇	一